

相模原市監査委員公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、令和3年2月26日に実施した財務監査及び工事監査の結果に基づき講じた措置の内容について、教育委員会から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年3月26日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 橋 本 慎 一

同 久保田 浩 孝

同 大 槻 和 弘

第1 財務監査

1 監査対象事務

扶助費の支出に関する事務

2 監査の日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和3年3月17日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>イ 学務課の扶助費の支出に関する事務について調査したところ、岩本育英奨学金の給付事務において、次のような事例が見られた。</p> <p>当該奨学金は、通常は各学期の終了後にその学期分を給付するところ、「相模原市岩本育英奨学金 奨学生の手引き」(令和2年度版)において、新1年生については希望に応じて4月及び5月分を5月末までに給付することができるものとされており、3名の希望者に対し5月29日付けで給付が行われていたが、給付台帳に実績を記載する際に1名について誤って別の奨学生の欄に記載していた。そのため、1学期分の給付において、4月及び5月分の給付実績の記載が漏れていた奨学生については、当該月分が重複し過払いとなっており、4月及び5月分の給付実績がないにもかかわらず給付済みであると記載されていた奨学生については、当該月分が給付漏れとなっていた。</p> <p>今後、扶助費等の支出に関する事務の執行に当たっては、改めてその</p>	<p>令和2年10月7日から令和3年2月26日にかけて実施された財務監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>今回の誤りが生じた原因については、相模原市岩本育英奨学金に係る給付事務と、新型コロナウイルス感染症への対応が重なって繁忙を極めたことに加え、感染症防止対策として、奨学生への給付方法を手渡しから口座振込へ一時的に事務処理手順を変更したこと、複数の担当者が配置されていたにもかかわらず、支給台帳作成など一連の事務を実質1名で行っていたこと、奨学金給付時における確認が不十分であったことにあります。</p> <p>なお、本事例への対応については、対象の奨学生2名に状況の説明と謝罪を行いました。その上で、当該奨学金の8月分から12月分の給付において、過払いを生じた奨学生については、4月分と5月分の2か月分を減じ、また、給付漏れを生じた奨学生については、4月分と5月分の2か月分を加えて給付を行い、令和3年2月26日までに給付額の過</p>

重要性を認識し、事務処理方法や確認体制の見直しを図るなど再発防止に取り組み、適正に事務を執行されたい。

【学務課】

不足を解消しました。

今後の当該奨学金の給付事務においては、給付事務の基礎資料となる給付台帳を年度当初に作成するとともに、その内容が適正であることの確認を主担当者と副担当者により行うこととします。また、給付台帳の更新については、当該奨学金の支給の都度、支給状況との相違がないことを、予算執行票及び歳出予算整理簿と照合し、その結果についてチェックリストを用いて管理するとともに、給付台帳の作成や奨学生への通知等の事務を行う職員と、予算執行票を起案する職員を分けるなど、事務を分業する体制とすることで、チェック機能がより働くよう改めることにより再発防止に努めてまいります。

【学務課】

第2 工事監査

1 監査対象工事

市立上溝南中学校B棟校舎改造工事

2 監査の日程

令和2年10月7日から令和3年2月26日まで

3 措置に係る通知日

教育委員会から通知があった日 令和3年3月17日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>学校施設課が実施した市立上溝南中学校B棟校舎改造工事に係る工事打合せ書を調査したところ、材料加工室等の出入口引違い戸の形状変更が必要となり工事費の増額が見込まれたことから、工事費の調整を図るため、自転車置場の建築を取りやめ、既存の工作物を利用</p>	<p>令和2年10月7日から令和3年2月26日にかけて実施された工事監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>工事内容の変更時のみならず、設計段階や工事施工段階において、改修対象棟</p>

し、再設置することとしていた。

これにより、自転車置場に係る直接工事費 867,291 円を減額し、直接工事費 150,000 円とこれに生じる諸経費と消費税相当額(地方消費税相当額を含む。)を執行していた。

しかしながら、当該工作物は、単管パイプ等の簡易な材料で設置されたもので、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に抵触する恐れがあることから、工事完了の約 1 年後に職員により撤去されており、結果として、当該工作物の設置は、不適切な支出となっていた。

今後は、工事内容の変更に当たっては、各種法令や学校施設における事故防止の観点から、安全性の確保を重視し、適正に工事を執行されたい。

【学校施設課】

周辺の工作物等に関する建築基準法の手続について、定期的に課内研修を実施し、周知徹底を図るなど、より厳格に安全性を再確認してまいります。また、本件工事において、工事打合せ書による確認をせず、口頭でのやり取りによる確認があったため、書面にて工事打合せ書の取り交わしを徹底し、課長決裁により内容の確認を徹底してまいります。

【学校施設課】